

法 学 号 外
平成 29 年 1 月 31 日

三 愛 学 舎 学 校 長 様

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

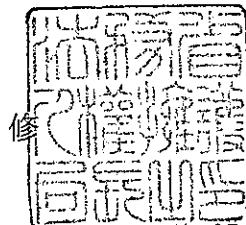
人権相談所案内用リーフレットの配布に関する協力方について
のことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

【担当】私学振興担当 中村
電話 019-629-5041 FAX019-629-5049
メールアドレス : AH0007@pref.iwate.jp

法務省権調第14号
平成29年1月25日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長 殿
私立特別支援学校(高等部)を所管する
各 都 道 府 県 知 事 殿
附属特別支援学校(高等部)を置く
各 国 立 大 学 法 人 学 長 殿

法務省人権擁護局長 萩 本



人権相談所案内用リーフレットの配布に関する協力方について（依頼）

法務省の人権擁護機関が行う人権擁護活動につきまして、日ごろから格別の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、障害者等に対する虐待などの人権侵害事案については、依然として数多く発生している状況にある上、事柄の性質上、周囲の目に付きにくいところで起こり、重大な結果に至ってから発覚するという例が少なくありません。

そこで、法務省の人権擁護機関では、障害者等の抱える悩みごとを的確に把握し、関係機関と連携を図りながら障害者等をめぐる様々な人権問題を解決するため、昨年度に引き続き、今春全国の特別支援学校の高等部を卒業する生徒及びその保護者を対象に「人権相談所案内用リーフレット」を配布する取組を実施することとしました。

つきましては、今後、法務局・地方法務局の職員及び人権擁護委員が貴管内の高等部を置く特別支援学校等に対し、本件リーフレットの配布についての協力依頼を行うことを予定しておりますので、都道府県・指定都市教育委員会におかれましては所管の特別支援学校及び区域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事におかれましては所管する私立特別支援学校に対して、国立大学法人学長におかれましては設置する特別支援学校に対して、本事業の趣旨について周知を図っていただくとともに、本件リーフレット配布に係る協力方につき特段の御配慮を賜りたくお願い申し上げます。

<連絡先>

法務省人権擁護局調査救済課

担当 宮脇、河原

電話 03-3580-4111 (内線2774)

FAX 03-3592-7675



事務連絡
平成29年1月25日

各都道府県教育委員会特別支援教育担当課
各指定都市教育委員会特別支援教育担当課
私立特別支援学校（高等部）を所管する
各都道府県私立学校事務担当課
附属特別支援学校（高等部）を置く
各 国 立 大 学 法 人 事 务 担 当 課

御中

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

人権相談所案内用リーフレットの配布に関する協力方について（依頼）

平素よりお世話になっております。

このたび、法務省より、今春、全国の特別支援学校の高等部を卒業する生徒及びその保護者を対象に人権相談所案内用リーフレットを配布することにより、障害者等をめぐる様々な人権問題を解決するための取組を強化したいとの協力依頼がありました。

当課としても、障害者等の抱える悩み事を的確に把握し、関係機関との連携を図りながら解決に導くための人権相談所案内用リーフレットの配布は、障害のある生徒が卒業後、自立し社会参加していくために有意義なことと考えます。

については、本協力依頼に対する御配慮をお願いいたします。

<本件連絡先>

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
企画調査係 磯谷・内田

T E L : 03-6734-3193 (直)
F A X : 03-6734-3737



●人権侵害に関するご相談はこちら●

人権についての相談はなんでも
みんなの 人権 ひやくとおはん 人権110番 0570-003-110
この電話はおかげになつた場所の最寄りの法務局、地方法務局に
つながります。

●受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分(全国共通)
●一部のIP電話等からは御利用できない場合があります。

学校でのじめ、虐待など子どもに対する相談はこちら
子どもの ひやくとおはん 人権110番 0120-007-110
子どもの人権についての専用相談電話です。
いじめや体罰などの子どもの人権についての相談はこちらへどうぞ。
●受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分
(全国共通・通話料無料)

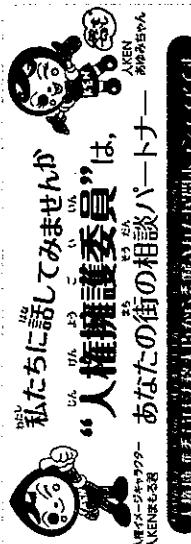
職場でのセクハラ、家庭内暴力など女性に関する相談はこちら
女性の人権 ホットライン 0570-070-810
女性の人権についての専用相談電話です。セクハラやロバなどの
女性の人権についての相談はこちらへどうぞ。
●受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分(全国共通)
●一部のIP電話等からは御利用できない場合があります。

インターネットでも相談を受け付けています
 SOS-Eメール
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

インターネット人相談

SOS-Eメール
<https://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html>

リサイクル情報
この回収箱は、
リサイクルできます。



あなたへの街の相談パートナー
人権バーチャルセンター
人権相談員とは?

人権相談員は、日常生活で人権侵害を受けた際の相談窓口になります。

人権相談員は、日常生活で人権侵害を受けた際の相談窓口になります。
人権相談員には、色々な経験を持つ人が就任しています。
人権問題の解決にはきめ細やかな支援が大切です。
で、人権相談員には、色々な経験を持つ人が就任しています。
から委嘱されます。

人権相談員の制度とは? 2どんな制度?

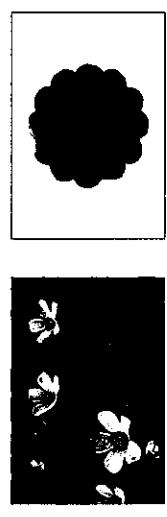
人権相談員の制度は、昭和23年にスタートした歴史ある制度です。

人権相談員は、人権尊重の理念を国民に広めるため、法務省局職員とともに人権相談や教養のための活動(このリーフレットの説明会や講演会など)をするほか、人権教室や講演会などに色濃く活動をしています。

人権相談員の制度は、民間の人材と一体となって、人権を守る制度なのです。

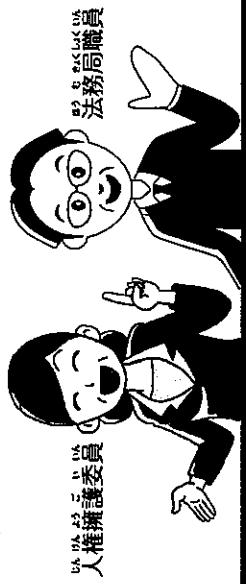
人権相談員とは? 3委員の願い

人権相談員は、その職務を行う時、必ず書き込みをします。
書き込みのデザインは、外枠が「かたばみ」の葉で、中が菊型の「人」の字です。このデザインには、地を這つて広がる「かたばみ」のように、人権尊重意識が広がるようにとの願いが込められています。



かたばみ
せき

もう一人で悩まないで 相談から解決へ



- 全国各地の法務局では、職員や人権擁護委員が人権に関するご相談をお受けしています。
- 必要に応じて、事実関係を調査します。
- あなたの悩みの解決のため、最善の方法を一緒に考えます。

○いじめ、いやがらせ、虐待などを見たり聞いたりしたときにも、情報をお寄せください。



○インターネットでのプライバシー侵害